

Title	中世前期における処分状作成の一様態：いわゆる書分をめぐって
Sub Title	A style of preparing Shobunzyo in the Early Medieval Period
Author	村石, 正行(Muraishi, Masayuki)
Publisher	三田史学会
Publication year	2009
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.77, No.4 (2009. 3) ,p.1(369)- 11(379)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20090300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世前期における処分状作成の一様態

—いわゆる書分をめぐつて—

村石正行

一 はじめに

処分状については、これまで古文書学関係の書物にわずかに触れられている程度で、その機能についてはさほど研究が深められていない訳ではない。

処分状の形式は「雜筆要集」⁽¹⁾にみえる次の二例が典型的である。

【史料一一A】

処分 私領田地事

合一町者

在ム国ム郡庄内ム岡ム里ム坪字ム田

四至限東
限西
限南
限北

右件田者ム先祖相伝之私領也、而相副券、処分

中世前期における処分状作成の一様態

于女子一畢。^(ママ)依為後日沙汰、処分之状如レ件、以处分、

分、

年月日

ム判

【史料一一B】

処分 調度資財等事

合

釜 鍋 壺 瓢 皮子

右件資財等為女子ム所レ令処分與也、他子敢不

レ可致妨、仍為後日沙汰、処分之状如レ件、

年月日

姓一判

嫡男判

【史料一一A】の例によれば、書出に「処分す」で書き記され、対象物件を明記する。さらに在所と四至を記したあと、処分の本主と移譲先を本文に書き記し「後日

の沙汰として」すなわち証拠文書として「处分之状」を作成するという書止で終わるよう、他の土地証文同様の形を備えているといえる。【史料一—B】も土地の部分を資財物に置き換えており、Aと同様であり、これらは譲状などの形式と変わらない。

いっぽうで、処分状の意味は一義的ではない。

第一には、「父母その他が子孫近親に対し財産を譲与する所領を分配し、譲与する⁽²⁾」という場合に用いられている。著名な「九条道家惣处分状⁽³⁾」は九条家一門の家領を配分した譲状であつたことを想起するまでもなく、しばしば譲状も処分状と称する場合もあつた。先に見た

【史料二】の「雑筆要集」の雛型もこの意味で掲出されている。

第二には、書出文言に「宛行」が記され、それ以後の本文中もしくは書止には「処分」と記されるもので、概して所職・所領を当事者に宛がうという場合に処分状が用いられることが多かった。

これらをみると大義的には、処分状には権利移転に際して保証するという意味合いがあると思われる。中村直勝氏は、処分状には「宛行や譲与と少しも変わった内容があるのでなく、その文書を出した人の習慣か、好み

かの問題」としている。⁽⁴⁾ 中村氏の述べるように、そこに一概に厳密な定義があつたのではないとする側面もあるのだろう。

しかし本稿では特に、土地所有における文書作成意識という観点で、上記の意味とは異なる処分状の性格について述べてみたいと思う。これは、井原今朝男氏が述べているように⁽⁵⁾、中世社会では近代社会とは異質な動産の授受・貸借・出納慣行があつたと考えられるのであり、こうした事例を逐一抽出することが中世的土地所有、ならびに文書作成を考える上で重要と思われるからである。

二 いわゆる「書分」について

それでは次に、いくつかの処分状を検討してみよう。

【史料二】賢空处分状⁽⁶⁾
〔切封ウハ書〕
〔追筆〕
 「青蓮院檢校御房處分帳」

引接院御坊中

賢空狀

任長帳之旨、証文書進上候、彼柏木四郎行事垣内之本券、此二三日雖相求候、未求出候之間、是手継ハカリを令進上候、尚く能く可レ令相求候、出来候ハ、重可進候、無其儀候者、以此書分、

永代可_レ有_レ御知行_一候也、更々不_レ可_レ有_レ相違_一候、恐々謹言、

〔永仁五〕五月十四日

賢空（花押）

引接院御房中

〔史料三〕 賢空宛行状
〔別筆〕
〔柏木四郎行事垣内券文〕

充行 処分事

合垣内壱所并天野上地田畠等

〔裏書〕
〔此天野地者、他人仁沽却了、〕

在官省符下方北山字○四郎行事垣内

彼垣内本券求失畢、

右、先師検校僧都御房任_一自筆長帳之旨_一、所_レ奉_レ充_一行于琳觀房阿闍梨御房_一也、仍限_一永代_一、無_レ他人妨_一、可_レ令_一領知_一給_レ上_一之状如_レ件、

永仁五年丁酉五月 日 大法師賢空（花押）

〔史料二〕の封の上書には「青蓮院検校御房処分帳」と記されている。青蓮院検校御房とは賢空房のことであるから、この文書を保管した金剛峯寺側はこれを処分状として認識していたことがうかがえる。永仁五年（一二九七）、賢空は長帳の旨にまかせて諸券文を進上するが、柏木四郎が領知している垣内の本券文がまだ届いていない。

いので、手継証文だけ送付した。さらに念を入れ請求するが、届いたところで改めて送付したい、もし送つてこなければ、この「書分」すなわち【史料二】をもつて永代知行の証文としたい、とある。すなわち、本券がないので、これまでの本券から分けた「書分」を作成したというのである。

長帳とは、多くの所領を多人数に配分するとき作成するもので、先師の長い譲状をさす「長符」のことと考えられる。⁽⁹⁾ 同年月付の【史料三】から、先師の遺言で所領の再配分がおこなわれ、賢空が琳觀房へ配分をおこなつたことがわかる。【史料二】はまさにこの際のものである。これまでの知行主だった賢空は違乱なきようになに諸券文の提出が求められたが、本券が手元にないため、この処分状を本券の「書分」として作成し、新たな公驗としたのである。

このように「書分」とは、本来あるべき本券が差し出すことのできない状態になつた場合に、その代わりとなる⁽⁸⁾権利証文として作成するものであつたことが推測される。

「書分」についてはこれまで言及された研究はないが、文書作成のあり方としてここで注目しておきたい。

嘉禎三年六月 日

永盛良識房得業（花押）

先に述べた「書分」の事例は、例えば売買をおこなう際に、切売するため残りの類地があるので手継を差し出せない、あるいは連券である故に本券を差し出などと同様の事例として想起される。土地にまつわる過去の証文が引き渡されないとすることは、買得者にとつて抜き差しならない問題となつたはずである。その場合に、面を毀したり裏封するなどして相手方の当該権利を封殺することがおこなわれたことはよく知られている。これまでみた「書分」が作成された文脈もまたも同様であると考えられる。次の「書分」もそうした意味づけがされるものである。

【史料四】永盛田地処分状⁽¹⁰⁾

書別 負田買文事

合肆段者字西溝野辺
四至坪付在本券面

右、件田地者、尼智阿弥陀仏私領也、負所者松林院也、為負田一町役、毎年白布壹切六丈、所弁也、而地主四人合力、以直米拾伍石買取件負所役畢、但依為賣文、一通任地主領掌田數、件賣文毀面并取書分、即於正文者、良識房之得業許在之、仍為向後証驗、書分加判、放新券文之狀如件、

【史料四】は、東大寺の得業永盛が作成した書分である。嘉禎三年（一一三七）尼智阿弥陀仏の土地の負所役を永盛を含めた四人の地主が買い取つた。それは売文（売券）作成を通じての行為であった。買主は四人、本券には特約条項として負田役の項目が記されていたのであろうから、その記載を毀し、あらたに書分を作成したのであろう。このうち正文となる売券は永盛が所持したというのである。この場合、買文（買得者の作成する売買時の券文⁽¹¹⁾）としてあらたに券文を書き分け、おそらく下地保有者である智阿弥陀仏へ送付したのであろう。ここで指摘したいのは、あくまで正文は「売券」であり、すなわち、これを分身させた「書分」は案文の意味合いがあつたということである。この案文に「加判」をすることにより「新券文」となり権利証文としての生命を吹き込まれたのである。すなわち書分とは、証文の控えを作成することであり、ここに証判を加えることにより、あらたな券文としての役割が付与されるのであつた。なお智阿弥陀仏の西溝野辺の四段の地は東大寺大仏供料田であり、錢三貫文がこの時点で東大寺へ納められている。⁽¹²⁾

【史料五】福得房・有包処分⁽¹³⁾
〔端裏書
モリカ分田ノカキワケ政所町丁尻家田〕

増福房死去後者、年々仏事可_レ相當者也、
宛行 処分帳事

合田地壹段者在字丁町尻鈴田、
四至限東黒谷 限南国為垣根
限西國為領 限北有包作

いたことがわかり、これが死後仏事供料田として宛てられていたのである。

さて、守に配分された分田に対し、かつての受益者二者連署による「書分」は、すでに両者には所有権が存しないことを明確にした券文であるにほかない。

【史料六】長允田畠壳券⁽¹⁵⁾

沽却 西松尾田畠事

合陸段者

大和国添下郡山田之内 四至在本券

字川副貳段 臥禮壹段 村岡貳段 小迫南上壹

段

有包（略押）

右、件田地元者、僧長允之先祖相伝所領也、而今依

【史料五】も高野山文書のうちであるが、正嘉三年（一二二五九）に増福房と有包は田地を守なるものに譲つてある。これを一族の福得房・有包が連署で違乱なき旨を誓い、その証拠として書分をあらたにつくつた。「書分」は端裏書にみえるように「かきわけ」と読む。高野山膝下莊園は、高野山金剛峯寺による大検注とそれに基づく分田・分畠配分、すなわち仏事供養料田（畠）の塔頭寺院への宛がいの構図が室町初期に構築されている。

金剛峯寺によつて一段程度の小片が各僧房に分配されて中世前期における処分状作成の一様態

右、件田地元者、僧長允之先祖相伝所領也、而今依
レ有要用、限直米拾貳斛本斗定相副本券等、定
慶院売進畢、但長允於親父处分帳者、依有残
地不_レ能副進、仍毀本券面畢、隨雖令本券進、
残所田畠者、本領主長允之許留置處也、此上請文取
持置畢、仍為後代証文、放新券文之狀如件、

建仁三年十月五日

買人僧（花押）

【史料六】によると建仁三年（一一〇三）、長允は売買に際して手継証文と一緒に添付した。残る田畠は、本領主長允の許に留置いたため本券の面を毀ち買主に送進し

ている。そして、買主である定慶院が該当箇所を購入したという内容の請文を作成し、これを売主（本主）の証文としたものであると考えられる。

三 中世における土地券文の作成と意識

人書分テ、座衆中預置候処、島分お引失之間、為_二
向後龜鏡_一、所_二書改_一也、若千万一称_レ有_二本証文_一、雖
致_レ違乱_一、更不_レ可_レ被_二信用_一者也、仍置文如_レ件、

嘉曆元年丙辰五月一—二十三日

西念 青蓮 道円

道信 乘念

津田村人、為_二向後証拠_一署判、

錦守末 大中臣宗房

早島大祐氏は中世の契約を考えるとき、「契約を結ぶ際の錢主と借主、買得者と売却者の関係といった、見えにくくも大きな裾野が広がって」おり、「残された文書は当時の社会を知るための一端に過ぎない」と指摘^{〔16〕}し、中世的契約関係の洗い出しの重要性を説いている。

そこで、中世の契約において処分状というあらたな券文を作成する意義について考察したい。処分状はこれまで譲与や宛行といった意味で解釈されてきたが、売買關係のなかであらわれる処分状についてみてみたい。

【史料七】近江奥島莊村人置文

定置 大嶋大座修理田事

合壱段此内半者津田村人分也、

在近江国蒲生下郡奥津嶋御庄内

字上水代西繩本參段目也、

右、件修理田者、兩庄大座村人中、中庄自_レ字紀太郎手_一買取天_一、加_レ借屋修理_一也、而壱段買券_一お両村

【史料七】は嘉曆元年（一二三二六）になされた近江国大島神社の修理田一段の売買に関する置文である。この田は大島神社の宮座の構成員である奥島莊住人、津田莊住人両者の料田であった。もとは中之庄の紀太郎から買得し、仮屋を加えて修理を行う料田としたのである。一段の買券を両住人それぞれに書き分け、宮座中に預け置いた。すなわち一通の券文を、権利を有する両住人毎に分割したのであるが、奥島分を失脚したので、それを書き改めたものという。

この文書に見えるように、料田の売買を記す買券を、おのおのの村人が二通に書き分けてそれぞれの券文としていたことがわかる。このように一通の正文を二通に書き分け、おのおのを権利証文として所持した文書を「書

分」と称したのである。先に見た【史料四】のように、分身させた「書分」は案文の意味合いがあつた。この案文に双方の住人の「加判」をすることにより「新券文」としての役割が付与された。⁽¹⁹⁾

【史料八】藤原某戸主売券⁽¹⁸⁾

〔端裏書〕姉小路烏丸地券、山加中納言殿御子息侍従殿範繼賣券、

沽却 地壱処事

合貳部主餘貳拾陸丈者

口柒丈、奥拾捌丈

在左京姉小路以北烏丸以西姉小路面、

右地、元者法住寺三位家領也、而三條殿御所為(実親)近隣之間、為令立宿所、故四條局被申三品之

時、被人殊難去依被憑申、件領之内西寄地書分

券文、永被渡申畢、今依有要用、限直錢參拾

捌貫文、所奉沽却渡前兵衛佐殿也、件券文去承

久三年乱逆之時、引失之間、不能副進、仍為後

日之沙汰、立新券之狀如件、

寛喜四年三月十三日

侍従藤原
(花押)

三條実親の姉小路烏丸の地一所を、七條院女房（四條

局）が求めた。実親は去渡し難いということであつたが

女房の懇請で、西側の地を分割し券文を書き分けて永代去り渡した。この「書分」が券文となつたのである。

この出来事は建保三年（一二一五）のことであつた。⁽¹⁹⁾

その後この土地を寛喜四年（一二三二）に藤原範繼が前兵衛佐に売り渡すことになった。このうち局の所持する「書分」は承久の乱で紛失してしまつたので、その息女から次の案文を入手し範繼が花押を据えて提出している。

【史料九】某家地去文案

〔端裏書〕進姉小路烏丸地券案

（花押）

〔奉女房四條壺祢之新券案如此候、件券承久乱逆之時

紛失之由、息女中納言局被申、以之、仍為御所望、件

案文進覽之、

寛喜四年三月十四日

（花押）

奉渡 地壱処事

合貳戸主余貳拾陸丈者

東西漆丈 南北拾捌丈

在左京姉小路以北、烏丸以西、姉小路面、

右、件地元者、卿二位家領也、而被相博大炊御門

烏丸地畢、今彼地内式戸主余貳拾陸丈、所奉渡

七条院女房(追筆)後号四條局治部卿殿御壺祢也、於本券者有類地

之間、不令相副、仍為後日証拠、立新券之狀

如レ件、

建保三年十月十八日

在判

このように証文が紛失した、あるいは、連券であるから「案文ニ裏封副進」⁽²¹⁾することにより正文の効力を持たせる事例はしばしば見られる。【史料六】でみたように、

処分状としての書分には、こうした要素が含まれているといえよう。

【史料一〇】 僧淨実・僧宗慶等土地処分状⁽²²⁾

〔端裏書
小検校
ナカミナミ〕

宛行所分帳 字中南垣内一処

高木○(横)

限南中溝、限西奥柿木田尻前黄道、
限東藏岸、限北谷

四至在者、

〔裏書〕「中南十人カイケム」
(買券)

右件山地者、僧淨実_(ママ)先祖相伝地也、三郎子所_(マ)分渡_(マ)事実也、仍他人不可有レ_(マ)○状如レ件、
姑者也

右件垣内一所、僧宗慶先祖相伝地也、而僧宗祐所_(マ)分渡_(マ)事実也、仍他人不可有レ_(マ)○状如レ件、
建保五年丁歳三月十三日 僧宗慶(花押)
僧宗祐(花押)

日置中子(略押)

同三子(略押)

応保三年癸未歳三月一日

僧淨実(略押)

僧淨經(略押)
僧淨禪(略押)
僧淨実(略押)

【史料一〇】は紀伊国伊都郡中南垣内の僧による渡状の連券（現状は分離）で、形式的には文言に見えるように処分状である。渡状の形態をとっているが、本文裏書によると「中南十人カイケム」すなわち買券と記されており、この文書が「中南十人の僧の買券」であると認識されているのである。

日置大子
同中子

〔端裏書
ナカミナミ〕

字中南垣内一所

限東藏岸、限南中溝、
限西高木前黄道、限北谷

〔裏書〕「中南九人十人カイケム」

——(継目)——

買券についてはこれまで研究はない。しかし、用例は散見され、概略すれば、例えば①端裏書等に記された買主側の銘文により売券を「買取時の文書」という意味で称する事例、②売買関係が成立する際に発行される証文で買主が保持する売券に対し、売主側が保持する証文で「買取申」の書出文言や「買文如件」⁽²⁴⁾の書留文言を有する文書様式、と分類することができる。本文裏書の「カイケム」という表記によつて、この応保三年（一一六三）の渡状が売買時の証文であつたと推定できるが、連券の後半である建保五年（一一一七）の渡状によると「僧宗慶」が本主であり、この土地を買得した買主が「僧宗祐」ということになる。この裏書によれば売買をおこなつた際の処分帳が「買券」とのちに称され保存されたのである。しかも、「ナカミナミ十人カイケム」すなわち売買関係にあつた当事者双方（売主と買主）の「買券」と認識されていたのである。

古文書が様式的には「吾人がある記号をもつて意思表示をなしこれを相手方に交附するもの」⁽²⁵⁾であることは言うまでもない。「交附」された受取人が請文や代価の受取状を「吾人」にすなわち発信者に発行することにより、相互にこの事案を承認することになる。こうして売買関

係が保証されることになる。実際には通常の売買関係で請文や受取状が発行されることは稀であるので、煩雑を避けて奥書や裏書をおこなつてこれに代えることも多かつた。⁽²⁶⁾

厳密な売買関係においては、売主と買主がそれぞれ売券、請文・受取状を個別に発行することになるのだろうが、この文書のように両者の行為、すなわち「売渡」と「買取」の両者の行為を包括して「買券」として称していることは興味深い。この文書は高野山膝下の寺僧集団内の土地配分であり、かならずしも一般的とは言えない。しかし集団内の配分を記す行為の総称としての処分状が、買券として考えられていたことは、中世における売却、買得の関係が決して一面的にとらえられていたのではない、むしろ土地にまつわる双方向の権利として包括してとらえられていたことを暗示するものと評価できよう。

四 おわりに

本稿は、中世における処分状についてその機能をあらためて述べたものにすぎない。

処分状のなかには、「書分」と記されるものがある。

これは、売買や譲与のなかで本来副進されるべき本券が、

類地があるため差し出すことのできない状態の場合に、その代わりとなる権利証文としてあらたに放券するものであった。また売買関係のなかで紛失した売買券文は、あらたに案文の「書分」を作成しこれを正文とすることがある。

処分は権利の譲与や宛行の意味であることは今までもないが、原初的には文書 자체の効力（権利）を永続・維持させるための文書作成上の様式であつたことが推測されるのである。

註

- (1) 『続群書類従』一二下、公事部。
- (2) 佐藤進一『増補 古文書学入門』法政大学出版会、一九七一年。
- (3) 飯倉晴武「九条家領の成立と道家惣处分状について」『書陵部紀要』一九、一九七八年。『日本古文書学論集』九中世V、一九八六年、再録) など。
- (4) 中村直勝『日本古文書学 中』角川書店、一九七四年。
- (5) 井原今朝男「中世請取状と貸借関係」『史学雑誌』一三一二、二〇〇四年) など。
- (6) 『高野山文書』又続宝簡集三四(『鎌倉遺文』一九三六五)。
- (7) 『高野山文書』又続宝簡集三六(『鎌倉遺文』一九三七四)。
- (8) 正安四年七月二六日「定範垣内田野売券」(『高野山文書』又続宝簡集三六、『鎌倉遺文』二二二三八)。
- (9) 相田一郎『日本の古文書 上』岩波書店、一九四九年。
- (10) 「東大寺文書」四一四〇(『鎌倉遺文』五一五〇)。
- (11) 買券については村石正行「中世の買券—売買関係証文作成の一例」(古代中世史研究会報告資料、於信州大學教育学部、二〇〇六年) で報告し、別稿「中世の買券について」を予定している。
- (12) 嘉祐三年六月二七日「大仏供負田錢請取状」(『東大寺文書』四一四〇、『鎌倉遺文』五一四四)。
- (13) 正嘉三年三月日「福得房・有包田地充文」(『高野山文書』続宝簡集六八、『鎌倉遺文』八三五九)。
- (14) 「塵芥集」一三五条(『中世政治思想上』日本思想体系、一九七二年)。
- (15) 「大東家旧蔵文書」(『鎌倉遺文』一三八九)。
- (16) 早島大祐「ものはもどるのか—中世の融通と徳政—」(『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、二〇〇七年)。
- (17) 「近江大島・奥津島神社文書」(『鎌倉遺文』二九五〇九)。この神社については、金本正之「大島・奥津島神社文書」中の売券について」(『東洋大学文学部紀要史学科篇』一四、一九八八年) 参照のこと。
- (18) 「山城八坂神社文書」(『鎌倉遺文』四二九四)。
- (19) 建保三年十月十八日「某家地去文案」(京都大学所蔵文書)、『鎌倉遺文』一二八八)。
- (20) 註(19)と同じ。

(21) 康安二年四月二十日「源重長等連署寄進状写」(「妙興寺文書」、「一宮市史 資料編五」一〇一)。

(22) 本郷恵子「中世文書の伝来と廃棄—紙背文書と案—」(『史学雑誌』一一七一六、一九九八年)、五味文彦「控えをつくる」(久留島典子・五味文彦編『史料を読み解く』山川出版社、二〇〇七年)、村石正行「諏訪社に残された足利義政の願文」(『年報二田中世史研究』一四、二〇〇七年)。

(23) 「中南区有文書」(『和歌山県史 中世史料一』)、一九八三年、七七九頁)。二〇〇八年一二月に原本調査をおこなつた。

(24) 売券に対する買券の位置づけについては註(11)。

(25) 伊木寿一『古文書学』慶應通信、一九四九年。

(26) 「今堀日吉神社文書」の一連の売券などをみるまでもなく「代錢○○文受取了」などとかかれた売券はよく散見される。中村直勝「文書の効力」(『日本古文書学下』角川書店、一九七七年)。

(付記) 史料調査にあたつて、尾上時一氏をはじめとする中南区の皆様には大変お世話になつた。記して感謝いたします。